

認知症高齢者等対策における施策事業について**◎ 趣 旨**

認知症高齢者等を取り巻く現状や課題を踏まえ、今後の認知症高齢者等対策の施策事業について整理したので、その内容について協議するもの

1 認知症予防の推進**(1) 介護予防（認知症予防）事業の推進**

市民一人ひとりが健康についての意識を高め、生涯を通じて健康的な生活習慣の保持を心がけることにより認知症等の発症予防を図ります。

【具体的対策】**ア 介護予防教室の充実（拡充）**

介護予防教室において、教室終了後も継続して介護予防に取り組むことができるよう、自主グループ化に向けた支援を行うとともに、新たに、認知症予防に関する内容の充実を図ります。

イ 通所型介護予防事業の実施（継続）

特定高齢者を対象に、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「認知症予防」を総合的に盛り込んだプログラムを提供するとともに、事業終了後も継続して介護予防に取り組めるよう支援します。

ウ 訪問型介護予防事業の実施（継続）

特定高齢者のうち、通所型介護予防事業の利用が困難な認知症を疑う高齢者に対し、保健師等が家庭を訪問し、介護予防のための指導を行います。

(2) こころとからだの健康づくりの推進

認知症の起因とされる生活習慣病やうつ病の発症予防など、こころとからだの健康づくりや、生活の質の向上による社会的な健康づくりにより、認知症の発症予防を図ります。

【具体的対策】

ア 介護予防講演会の実施（継続）

こころとからだの健康づくりを図るため、介護予防講演会を実施します。

イ 健康教育・健康相談の実施（継続）

生活習慣病予防と認知症予防の繋がりを意識した健康教育を実施することにより、壮年期からの認知症予防に取り組みます。また、地区市民センターなど身近な場所において、認知症の本人や家族など個別の相談に応じ、健康増進に必要な助言・指導を行います。

ウ 生きがいつくりの支援（継続）

高齢者が生涯にわたり生きがいをもった明るい生活を送ることで、結果的に認知症の発症予防が期待されます。このため、老人福祉センター事業や老人クラブ活動等を通して、高齢者の生きがいつくりを支援します。

(3) 普及啓発事業の推進

市民一人ひとりの認知症に対する理解を深めるための普及啓発事業を推進します。

【具体的対策】

ア 認知症啓発月間等の導入による、全市的な啓発事業の推進（新規）

広く市民への認知症の理解を広げるために、世界アルツハイマーデーのある9月を認知症啓発月間とし、広報紙や講演会等による啓発活動を行い、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めます。

イ 普及啓発と情報提供の推進（継続）

認知症に関するパンフレットや市ホームページなどを活用し、認知症に対する正しい知識の普及啓発と情報提供を進めます。

2 認知症高齢者と介護者への支援体制の整備

(1) 早期段階での相談の促進と相談体制の整備

認知症の本人や家族が、認知症に早期に気づき相談できる体制の整備を推進します。

【具体的対策】

ア 地域包括支援センターの認知度向上（継続）

地域包括支援センターは、認知症の本人や介護家族からの相談に対する窓口として、在宅介護の方法や介護サービスに関する情報提供、サービス利用に関する相談等に応じていますが、身近な相談機関としてより一層認知されるよう、効果的・継続的・積極的な広報活動に努めます。

イ 健康づくり推進員の活動支援（継続）

地域での健康づくりの実践者として活躍する健康づくり推進員に対し、認知症に関する研修等を行い、認知症の予防や早期発見・早期診断の重要性について、身近な地域の中に広めていけるよう、その活動を支援することで、認知症の本人や家族の早期段階での相談を促進します。

ウ 認知症の正しい理解の普及啓発の推進（継続）

認知症サポーター養成講座や啓発冊子の作成により、家族など身近な方が認知症についての正しい理解を持つことで、本人の認知症の変化に早期に気づき相談できるような取組を推進します。

(2) 早期発見・早期診断の仕組みづくり

市民に身近な地域で、医療・介護・地域包括支援センターが緊密に連携した早期発見・早期診断の仕組みづくりを進めます。

【具体的対策】

ア 早期発見のための仕組みづくりの推進（新規）

認知症の早期発見チェックリスト等の配布を行うとともに、基本チェックリストなどを活用した早期発見に繋がる仕組みづくりについて検討します。

イ 早期診断のための仕組みづくりの検討（新規）

アルツハイマー型認知症は、薬により進行を遅らせる場合があります。早く使い始めると健康な時間を長くすることができます。また、病気が理解できる時点で受診し、少しずつ理解を深めていけば生活上の負担を軽減できるなど、本人や生活を共にしてい

る家族が安心して毎日を過ごすためにも早期受診は大切です。このため、市民に身近な場所で認知症に関する相談や受診ができるよう、関係機関と連携しながら、早期診断に繋がる仕組みづくりについて検討します。

(3) 専門的な認知症ケア体制の構築

認知症高齢者の状態に応じた、医療・介護・地域包括支援センターが緊密に連携した専門的な認知症ケア体制の構築を図ります。

【具体的対策】

ア 医療・介護・福祉の連携強化（拡充）

認知症高齢者等の多様なニーズに対応するためには医療・介護・福祉が緊密に連携することが必要であり、各種サービスを総合的に調整、推進する地域包括支援センターの役割は重要です。このため、地域包括支援センター運営協議会を活用しながら、地域包括支援センターを中心に、より一層、医療・介護・福祉の連携強化を図ります。

イ 認知症ケアの質的向上（拡充）

認知症高齢者に対する介護サービスの提供は、より高い専門性が必要なことから、介護保険サービスを提供する施設、事業所に従事する実務者などを対象にした専門研修や新任者研修のほか、新たに、医療・介護従事者や地域包括支援センターなど、認知症高齢者や家族を支える様々な関係機関による多職種合同研修や講演会を開催することで、認知症ケアの質的向上を図ります。

(4) 認知症介護者への支援

認知症介護者に対する精神的・身体的負担の軽減に向けた支援を行います。

【具体的対策】

ア 認知症介護者への支援の充実（継続）

ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業や高齢者等ホームサポート事業、はいかい高齢者等家族支援事業補助金など既存の事業を活用することで、認知症介護者への支援の充実を図ります。

イ 家族介護教室の充実（拡充）

介護知識や技術の習得に加え、認知症についての基礎知識や介護方法について学習する機会の提供のほか、新たに、認知症高齢者と介護家族と一緒に参加するプログラムを提供することで、家族介護力の向上を図ります。

ウ 認知症の本人や介護家族が入手しやすくわかりやすい情報の提供（拡充）

認知症の本人や介護家族が認知症に関する情報を入手しやすいよう、広報紙や市ホームページによる情報提供のほか、新たに、医療機関窓口や公共施設など、認知症の本人や介護家族の身近な場所で情報を提供することで、情報入手の機会の充実を図ります。

エ 訪問指導の実施（継続）

保健師や看護師等が、認知症の要介護者を介護している家族に対し、家庭を訪問し必要な助言を行うことで、介護者の精神的・身体的な負担の軽減を図ります。

3 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

(1) 認知症サポーター、認知症キャラバンメイト養成講座等の開催・支援

認知症についての正しい知識をもち、適切な対応や支援を考えていくための「認知症サポーター」等の養成を推進します。

【具体的対策】

ア 認知症サポーター・認知症キャラバンメイトの養成（拡充）

認知症の理解のため、引き続き、各関係機関と連携して、認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症サポーター養成の新たな展開として、商店、企業、金融機関や若年層など、より多くの市民が受講できるような事業に取り組めます。

(2) 認知症の人や介護者を支える地域ネットワークの構築

認知症の本人や介護者が地域に受け入れられ、その人らしい尊厳ある生活が継続できる地域ネットワークを構築します。

【具体的対策】

ア 家族介護者を支えるつどいや交流会の開催（拡充）

家族介護者同士のつどいや交流会は、他の家族の介護体験から多くのヒントを得ることができる貴重な場所であり、家族介護者に身近な場所で開催できる体制を整える必要があります。このため、地域包括支援センターと関係機関のより一層の連携により、日常生活圏域など家族介護者に身近な場所で開催することで、情報交換の場を広げます。

イ 認知症の本人と家族を支える地域ネットワークの充実（拡充）

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員、福祉協力員のほか、地域包括支援センター、医療・介護従事者などの関係者が連携を深めるため、県モデル事業での取組をふまえ、新たに、地域資源マップの作成など共同作業を行うことで、地域ぐるみで認知症高齢者と介護家族を支えるネットワークの充実を図ります。

(3) 普及啓発事業の推進（再掲）

【具体的対策】

ア 認知症啓発月間等の導入による、全市的な啓発事業の推進（新規）

イ 普及啓発と情報提供の推進（継続）

4 その他の関連する主な事業

(1) 介護サービス提供基盤の整備

認知症の症状に応じた適切なケアが提供される介護サービス提供基盤の整備を推進します。

【具体的対策】

ア 介護サービス提供基盤の整備推進（継続）

認知症高齢者の症状に応じた適切なケアが提供されるよう、在宅サービスの充実や、介護保険事業計画に基づいた、介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホームなどのサービス基盤の整備を推進します。

(2) 権利擁護事業の推進

本人の望む生活が継続できるよう、認知症高齢者等の権利を擁護する取組を推進します。

【具体的対策】

ア 成年後見制度の周知・理解促進（拡充）

成年後見制度が広く利用されるためには、成年後見制度について周知を図るとともに、成年後見制度に関する知識を持った人材を養成し、制度利用に関し、身近に相談できる体制を整える必要があります。このため、介護家族や民生委員・児童委員、介護事業者等に対して、成年後見制度の概要や手続き等について周知を図るとともに、「市民後見人養成講座」など権利擁護に関する講座等のより一層の充実により、成年後見制度の利用に向けた取組を推進します。

イ 権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」の利用促進（継続）

自己決定能力の低下した高齢者等の権利を擁護し財産を守るため、宇都宮市社会福祉協議会に設置されている権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」について、本市が配布する「高齢者サービスのしおり」などを通じた周知により同センターの利用を促進します。

ウ 高齢者への虐待防止に向けた取組の推進（継続）

高齢者虐待が発生する要因は多種多様であることから、対応にあたっては市と地域包括支援センターを中心として、地域の関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力することが重要です。このため、高齢者虐待の早期発見や防止に向けた住民や関係機関に対する啓発を行うとともに、地域包括支援センターを中心に、「地域会議」等すでに構築されているネットワークを活用し、地域での早期発見や見守り体制、関係機関からの専門的な支援といった幅広い支援を行います。